公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第51号

公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例

公益法人の設立及び監督に関する条例(平成11年岩手県条例第63号。以下「旧条例」という。) は、廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(旧条例の効力)

第2条 特例社団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第42条第1項に規定する特例社団法人をいう。以下同じ。)又は特例財団法人(整備法第42条第1項に規定する特例財団法人をいう。以下同じ。)(以下「特例民法法人」と総称する。)については、旧条例(第2条、第3条及び第11条を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

(登記の届出に関する経過措置)

第3条 整備法の施行の日前に整備法第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89号)第34条の許可を受けた特例民法法人であって同日以後に設立の登記をしたもの及び整備法第77条第1項の規定により一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)の相当規定による特例民法法人の登記とみなされる事項について一般社団・財団法人法第303条、第304条、第312条又は第313条の規定による登記をした特例民法法人について、前条の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第4条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「法第45条第1項の規定により」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第43条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる」と、「規則等」とあるのは「規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)」と、「法第45条第3項、第46条第2項又は第48条」とあるのは「整備法第77条第1項の規定により一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)の相当規定による特例民法法人の登記とみなされる事項について一般社団・財団法人法第303条、第304条、第312条又は第313条」とする。

(定款の変更の認可に関する経過措置)

第4条 整備法第88条の規定によりなお従前の例によることとされる特例社団法人の定款の変更又は整備法第94条第2項から第4項までの規定により定款の変更をすることができることとされる特例財団法人の定款の変更について、附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第7条の規定を

適用する場合においては、同条の見出し中「定款又は寄附行為」とあるのは「定款」と、「認可又は承認」とあるのは「認可」と、同条第1項中「法第38条第2項の規定により社団法人が」とあるのは「特例社団法人が整備法第88条の規定によりなお従前の例によることとされる」と、「寄附行為の規定により財団法人が寄附行為の変更について知事等の承認を」とあるのは「整備法第94条第2項から第4項までの規定により定款の変更をすることができることとされる特例財団法人が当該定款の変更に関する定めにより知事等の認可を」と、同条第2項中「第3条の規定」とあるのは「知事等」と、「申請書を受理した場合に準用する」とあるのは「認可の審査のため必要があると認めるときは、当該変更の認可の申請をした特例民法法人に対し、規則等で定めるところにより、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる」とする。

(基本財産の処分の承認等に関する経過措置)

- 第5条 特例財団法人に対する附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第8条の規定の適用については、同条中「寄附行為」とあるのは、「定款」とする。
- 2 特例民法法人に対する附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第9条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「、 法」とあるのは「、整備法第38条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)」と、同条第1号中「社団法人にあっては定款、財団法人にあっては寄附 行為」とあり、及び同条第3号中「定款又は寄附行為」とあるのは「定款」とする。
- 3 特例民法法人に対する附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第12条の規定の適用については、同条中「定款若しくは寄附行為」 とあるのは「定款」と、「又は法」とあるのは「又は旧法」とする。

(清算人及び解散の届出に関する経過措置)

第6条 特例民法法人に対する附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第13条の規定の適用については、同条中「、法」とあるのは、「、旧法」とする。

(申請等に関する経過措置)

第7条 この条例の施行の際現に知事又は教育委員会に提出されている特例民法法人に係る申請書その他の書類(旧条例第2条の規定に基づく設立の許可に係るものであってこの条例の施行の日の前日までに当該許可の申請に対する処分がされていないものを除く。)は、附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

(規則等への委任)

第8条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則又は教育委員会規則で定める。